

ヒアリング票

1. 専門的な能力を有する人材の養成及び確保（配置）について

【専門人材の配置】

(1) 劇場、音楽堂等に専門的な能力を有する人材（専門人材）を確保（配置）することにより、舞台、照明、音響等の舞台設備を適切に管理（及び運用）し、安全を確保するとともに、高度な演出等を行うことが可能となると考えますが、貴団体において、このような専門人材の養成に関し、取り組んでいる事項を記載してください。

この部門に求められる「専門的な能力」は2つに大別できると考える。

ひとつは、芸術作品の制作工房であり、一般の人が集まる興行場である「劇場」の舞台設備を「管理する」ための包括的な知識で、もう一つは、芸術作品の創造に関わる芸術的センスも含む、照明、音響などの専門的な技能だ。

舞台設備を管理（及び運用）するには、安全確保のための建築的、電氣的あるいは舞台運用上の知識や、劇場・音楽堂に関する法律的な知識とともに、催物・舞台芸術一般についての素養や、視覚・聴覚などの生理に関する知識、建築・機械・電気・光や音などの技術的、物理的な、分野を問わない基礎知識が必要となる。また、舞台技術を統括し技術的側面での方針を決断する能力も必要だ。

もう一つは、舞台照明、舞台音響など専門分野の深い知識とともに、作品理解、経験に基づく巧みな技術、芸術的センスなどが必要になる。

日本舞台音響家協会では、基礎知識のテキストとして「舞台機構調整試験問題解説集（音響機構調整作業）」を発行し、協会の育成事業などで活用している。

また、全国公立文化施設協会の技術者研修や、次代の文化を創造する新進芸術家育成事業として行っている各種講座や研修会で、知識や技能のスキルアップを図るとともに、舞台音響デザインの講習も行い養成に取り組んでいるが、経験という観点から見れば充分とは言えず、各会社がそれぞれの現場で経験をつませているというのが現状だ。

【日本舞台音響家協会】

(2) 劇場、音楽堂等の規模や文化芸術分野に応じ、必要となる人材に違いがあると考えますか。具体的にお答えください。

その劇場・音楽堂が「創造活動」にどこまで絡むかが最大のポイントになると思われるが、少なからず、劇場が存在する地域、規模、目的により大いに異なると言える。劇場によって(1)で述べた2つの能力のマトリックスが変わることになるし、必要な人材の人数によって、2つのバランスを変えて配置する必要がある。

オペラから新劇までこなせる演者がいないのと同じく、全ての分野にプロとして対応出来る舞台スタッフは少ない。したがって、オペラ劇場や国立劇場など、明確な志向を持った劇場や海外の招聘作品が多い劇場では、その分野の深い知識と経験を有したスタッフが必要である。そうでなくとも、自主活動する劇場であれば単なる管理者や運用者の域を超えた、演出家や作品理解にまで踏み込んだ多様な個人的能力が問われることになる。また、少ないスタッフで管理運営を行わなければならないホールであっても、技術的側面からホールの運営を決定できるテクニカルマネージャーは舞台技術全体をコントロールするために欠かせない人材だ。

近年では長期的な人材配置や養成が望めない指定管理者制度の導入が相次ぎ、優れた専門スタッフが配置されたとしても、その技能を伝承する体制が崩れているようだ。人材の養成や確保を考えるなら、人への思いやりのない指定管理者制度を見直すべき時ではないだろうか。

(3) 専門人材の養成及び確保(配置)について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

劇場・音楽堂等で行われる長期インターンシップ制度の確立

「熟練された技能・知識を持つ舞台技術専門家の養成」
(キャリアアップ、キャリア転換=複合的な役割を担う)

熟練された技術専門家は、45歳～65歳までの団塊の世代に多く、世代交代の時期にかかっている。有能な技術者が持っている「舞台の安全を担い、自分の専門領域にとどまらず、舞台が総合芸術である為の知識・技能」を伝承させていく為の環境を整備する。

キャリアアップ研修には、各世代のニーズを狙ったものはあるが、チーフ・責任者養成研修が少なく、舞台を背負っている中核の人材は十分ではない。

舞台を支える人材育成事業の課題のひとつは、舞台芸術や、コンサートシーンの中で、個々の内に積み重ねてきた貴重な財産である経験と技能等を伝える場をいか

【日本舞台音響家協会】

につくるかである。

劇場・音楽堂に、舞台技術総合研修所を設置

プロが学べる研修所計画は、セルフキャリアアップの壁で挫折している人を支援する有効なプランとして、指導者の育成・確保をも目的としたものだ。

舞台技術専門家は、専門学校や、大学のサークル活動を経て、職場の中で仕事を覚え（専門技術習得）、30歳前後で第1次転職期（離職期）を迎える（自己能力の判断、生活設計とのバランス、結婚・出産・育児での休業の判断がある）。

40歳～45歳が第2次転職期（技術定年とも言われた）で、専門以外のスキルを得て複合的な役割を受け持つ技術者か、組織管理者の道に行くかを迫られる。この転機にキャリアアップを企てる際に有効なプログラムとして、劇場の中にプロが学べる研修所を設置することを提案する。

現在、舞台技術専門家にとって、キャリアアップする為の公的な研修は、「文化庁：新進芸術家海外留学制度（在外研修）1年・2年・3年・3ヶ月」「文化庁：新進芸術家国内研修制度（国内研修）10ヶ月」がある。在外研修は、毎年1人～3人の演劇スタッフ枠があり、欧米の劇場が受け入れているケースが多い。国内研修制度では、受け入れる劇場や劇団、カンパニーサイドに、それを責務とする担当者不足という問題を抱えており、スケジュール的にも中途半端であることが指摘されている。この国内研修制度に代わって、カフェテリア型の各種講義を供給し、単位を与え、修了認定が行なえる大学院スタイルの学校を設置し、短期間でのキャリアアップを行うメソッドの集大成を行なうものだ。

【大学等の教育機関との連携関連】

(1) 貴団体において、専門人材の養成等に関し、大学等の教育機関と連携している取組はありますか。ある場合にはその状況及び課題、今後の進め方等（メリット・デメリットを含む）について記載してください。

大学で厚生労働省「舞台機構調整（音響機構調整作業）」2、3級の技能検定試験をにらんだ公開講座を行っている。当協会員が講師を行っている昭和音楽大学舞台スタッフコースでは、大学が事業として神奈川県から依頼されて、3級の試験を行っている。

内容に関しては、音響技術のみならず舞台機構、照明、映像などの知識の認定として、学科科目を設定し、実演家を入れた音響操作やヒアリングの実技科目を設定

【日本舞台音響家協会】

している。講座を修了し厚労省の技能検定試験を受けるケースが多くなっている。技能検定試験に合格し、「舞台機構調整技能士（音響機構調整作業）」の認定を受けた技能士は、1980年（昭和55年）からの全国累計で、1級546名、2級1,770名、3級5,847名 となった。（1級は国家認定、2・3級は地方自治体認定）

（2）このほか、専門人材の養成に関し、大学等の教育機関との連携に係る取組で考えられるものがあれば記載してください。

舞台技術専門家を目指す人材の確保

最近の就業状況の傾向を見ると、スタッフとして舞台芸術を目指す人間が減少している。特に男性が女性と比較して少なくなっている。各種アンケートにもある様に、舞台芸術を支える仕事に従事したきっかけは、10代の学校演劇や、学園祭のスタッフワークでの出会いが一番多い。

価値観の異なる世界で、自分を表現し他人の言葉を聴くというコミュニケーションのファンダメンタルな力のスキルアップは、現在の教育システムでも充分ではない。相互理解を集団で深めることのできる演劇や音楽での体験は、その集団で「もの創り」をするダイナミズムと達成感もあり、感性を豊かにするものだ。特に演劇は情操教育の中にもっと積極的に取り入れるべきだと思う。

文学、音楽、ドラマに興味を持てる教育を実施し、この職業が夢のある仕事であり、専門職能であることを自覚させてもらいたい。

スタッフ教育をマネジメントする人材を排出する枠組みを

現在、舞台スタッフ養成を行なっている大学は芸術系を中心に全国にいくつかある。

今回の法で定められた劇場・音楽堂の整備に必要な人材を確保するには圧倒的に足りないと考える。芸術作品の創造の経験知識のある人材が必要だからである。それには既存の大学の専修学校化や専修学校の大学化というカリキュラムの修正ではまかなえないと考える。まず指導者不足がある。スタッフワークは長年変わらない部分と世界的視野でどんどん変化している先端技術的部分が混在している。それに対応するだけの指導者が必要だ。いくつかの努力をしているところ以外は、現在の教育機関では中途半端な教育あるいは研修しかできないと言ってもいい。教育機関の中だけで完結して指導者を育てては舞台芸術の変化に対応できない。そもそもこの基礎教育がいかになされるべきかという研究すら大学の中で行なわれていな

【日本舞台音響家協会】

い。以前スタッフワークの基盤研究が芸団協で文化庁の委託でなされたが、それを持続的に行ないその中でスタッフ教育をマネジメントする人材を輩出する枠組みを作るべきである。それは各県単位あるいは道州的な広範な単位の中で自治体系の大学、あるいはそれに対応する国立大学の中に整備されるのが望ましい。

また、現業のスタッフをその職を維持しながら、専門教員として活用する方法も考えるべきである。非常勤職員というもろい役割ではなく、教授、准教授として活用することを模索してもらいたい。音楽や美術では徒弟制度に近い考えを教育に取り入れている。多くのスタッフが考えているように師事するという環境で学ぶ必要が劇場・音楽堂のスタッフワークにはあるのだ。現場で現業スタッフとともに作品を創造し、学ぶことが高等専門教育として整備されたい。

これは現在のインターンシップ制度を、より踏み込んで数ヶ月の研修を単位として得られるようにすることもその一つの方法である。ここで重要なのは長期間ということである。少なくとも4ヶ月以上でなくては現場を経験したことにはならないだろう。

(3) 専門人材の養成に関する大学等の教育機関との連携について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

1. 「演劇」を音楽や美術と同じく義務教育課程に取り入れる。
2. 高校教育の中で、芸術分野のカリキュラムに、演劇・ミュージカル等を必修科目として取り入れる。
3. 劇場・音楽堂の設置目的に教育機関とする と明記する。

前項と密接な関連があるが、大学や専修学校自体に劇場・音楽堂を持っていない。持っていて世に問う作品づくりを行なうだけの施設や人材が整備されていない。劇場・音楽堂を地域の専門教育機関の一環として位置づけ、各地域での専門教育機関との連携を含めて、劇場・音楽堂の設置目的に教育機関として明記されるべきである。義務教育課程でも、見学・実施・鑑賞と積極的な利用が望まれる。可能なら専門教育をマネジメントする人材も登用することを明記した方が良好だろう。

モデル事業として、国立の舞台芸術系大学を設置し、将来の糧としていただきたい。

【日本舞台音響家協会】

2. 劇場、音楽堂等の安全管理の向上について

(1) 貴団体において、劇場、音楽堂等の安全管理について、どのような取組をしていますか。(例：定期的な避難訓練の実施、危機管理マニュアルの作成等)

また、安全管理について、どのような点が不十分だと考えますか。

“劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン”2012年度版の作成、普及に協会をあげて取り組んでいる。公文協などから委託あるいは依頼された研修の際のテキストとして活用している。

毎年開催している協会セミナー「舞台音響家のための公開講座・基礎コース」の中でも教科書として使用している。

期 日：2012年4月16日（月）10:30～19:00

場 所：世田谷パブリックシアター

募集人員：100名（受講者は74名（学生12名））

講 師：12名

1. 地震の時の対応マニュアルの見直しが必要。

現在の非常放送設備は、複合ビルの中央監視室や防災センターなどに設置されていて対火災に特化されているため、地震の際の対応に不適。

地震によって電源を失った時、劇場・音楽堂等で適切な判断で、客席、出演者に対しての避難誘導をするための非常放送設備、非常誘導設備を舞台演出と両立し大震災にも有効なものとして完備するにはどうしたらいいか、総務省、国土交通省、文科省合同で検討してもらいたい。

2. 劇場は1階にあって欲しい、劇場認可に一考を！

都市部の民間劇場に多く見られるが、1,000人も2,000人も収容する劇場が高層階にある現実。果たして避難誘導は安全に行えるのだろうか？

3. 劇場側と利用者の力の不均衡から生じる無謀なスケジュール

4. 同業者への思いやりのない、規律一点張りの指定管理者の居る劇場

【日本舞台音響家協会】

(2) 劇場、音楽堂等の安全管理の向上について、国として指針に記載すべきと考える事項があれば、記載してください。

「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」の遵守を劇場・音楽堂設置の必須項目として明記すべし。

“劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン”の項目を法案の16条の指針に加える。

以下に、“劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン”の序文の抜粋と図（公演制作における安全管理体制の基本）を記載する。

2006年に公演制作現場での事故が続いたことを憂い、公演制作を担う関係者が立場を超えて集い、劇場等演出空間運用基準協議会（基準協）を創設しました。基準協は、劇場、屋内外の仮設舞台など劇場等演出空間での創造性あふれる自由な表現活動のさらなる発展に資するため、劇場等演出空間での安全確保を図る運用基準の作成と普及を目的としています。

公演制作における安全確保を図っていくための第一歩として、以下の点に重点をおいて、実演芸術にかかわる人々の制作作業における共通認識としての「ガイドライン」をまとめました。

- ・制作現場の安全衛生を図る管理体制を明確にすること。
- ・制作作業に参加するさまざまな分野の人々が安全に関し共通の意識をもつこと
- ・上記のもとに各人が行うべき共通事項を明らかにし、安全に作業するための技術と意識の向上を図ること。

公演制作は、制作、演出家、舞台美術、照明、音響、映像のデザイナー、舞台監督、舞台、照明、音響、映像の技術者、実演家、そして劇場の技術者と多様な職種、職能の人間が参加しています。このガイドラインは、まず公演制作に関わる人々が分担してつくりあげる安全衛生管理体制の内容と、公演制作におけるそれぞれの役割と責任との関係を明らかにしました。

次に、公演制作のプロセスを7つの段階、すなわち企画、稽古場での稽古とプランニング、公演準備、搬入・仕込み、公演、撤去・搬出に分け、それぞれの工程ごとに参加するスタッフが行わなければならない事項を整理し、共通に認識しておくべき事項として盛り込みました。

安全衛生管理体制については、劇場等演出空間の公演制作の体制に沿って、労働者の安全と健康の確保および快適な職場環境の形成の促進を目的として定められ

【日本舞台音響家協会】

た法律、労働安全衛生法（安衛法）の考え方にに基づきガイドラインを作成しています。労働安全衛生法においては、業種および事業所規模ごとに体制整備のあり方を規定しています。ただし、法律では対象業種として公演制作について規定していませんが、高所や開口部作業による墜落、懸垂物の落下、暗所作業など意識的に安全を確保する必要があるため、本ガイドラインでは、危険性の高い、多様な事業者等が混在して作業する現場の体制づくりに準じて作成しています。法令上では「統括安全衛生責任者」を選任する責務はありませんが、自主的な措置として安全確保を目指すこととしました。そして、安全意識をあえて喚起するために安全衛生管理体制の整備については法律用語をそのまま採用して作成しました。

文末の「公演制作における安全衛生管理体制の基本」（図）は、安全衛生管理体制の原則を表現した概念図です。安全衛生管理体制は公演制作サイドが構築し、参加する事業者等と役割を分担し、劇場・施設等との連絡、情報共有により安全を確保する道筋をつくりました。劇場主催の公演については、劇場が安全衛生管理体制整備を行い、共催・提携などの形態については、事前に役割分担を明確に決める必要があるでしょう。また、演劇やコンサートなど公演制作分野の違いや作品の規模により、体制や参加スタッフの相違など様々な形態が想定されます。具体的な体制については実態に即して対応することが必要です。

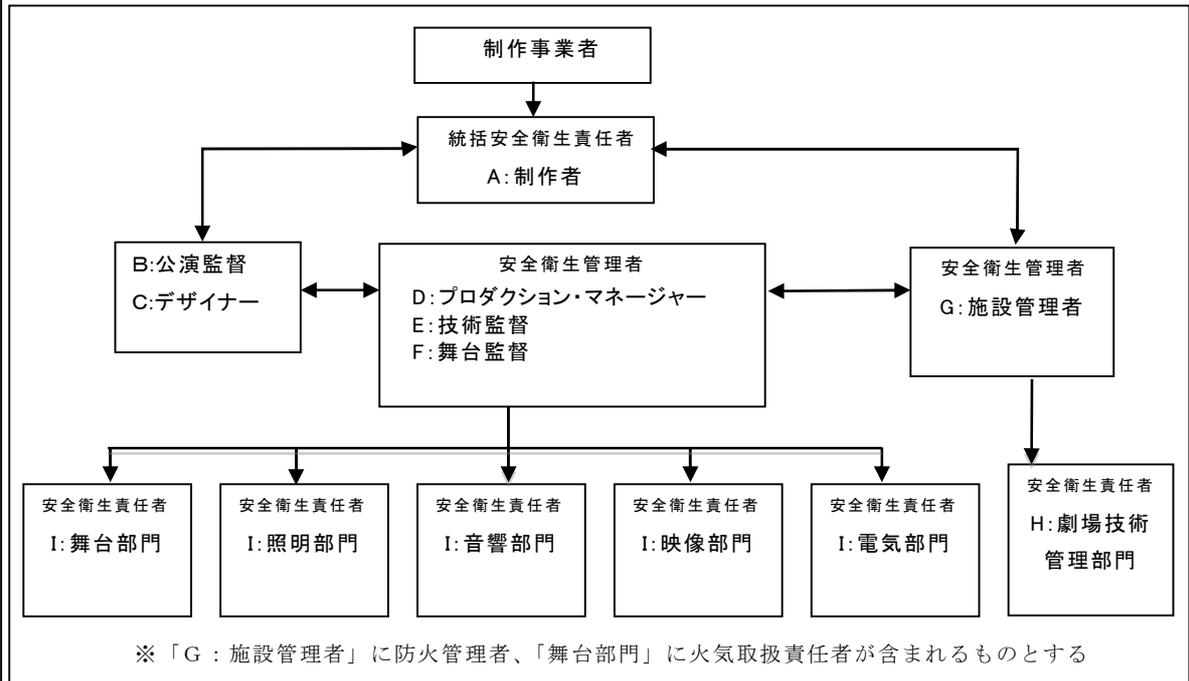
2011年3月11日には東日本大震災が起き、東北の沿岸部は地震と津波により甚大な被害を受けました。地震の影響は関東を含め広範囲にわたったため、多くの施設で公演の中断・続行や中止の判断、迅速・的確な観客の避難誘導が必要となりました。また、施設の避難所としての利用といった事態となり、非常時での対応を求められました。そのため、本ガイドラインでは、公演中の留意事項を見直し、「危機発生時の避難措置」を新たにまとめました。

今回の2012年版に示せなかった領域、事項については、引き続き検討を行いまともり次第、改訂版を編集する予定です。ガイドラインが安全に向けての共通認識を醸成し、劇場等の固有な現場に沿ったそれぞれの安全基準が形成され、豊かな公演活動が進むことを願っています。

このガイドラインは基準協を構成する団体の会員から多くの専門家の参加を得て、とりまとめました。

【日本舞台音響家協会】

図：公演制作における安全衛生管理体制の基本（注1）



劇場等演出空間運用基準協議会 <構成団体>

日本演出者協会 日本照明家協会 全国舞台テレビ照明事業協同組合

日本舞台音響家協会 日本音響家協会 日本舞台音響事業協同組合

日本舞台監督協会 舞台運営事業協同組合連合会 劇場演出空間技術協会

日本舞台技術安全協会 大道具事業協議会 全国公立文化施設協会

公共劇場舞台技術者連絡会 日本芸能実演家団体協議会 日本演劇興行協会

コンサートプロモーターズ協会 <オブザーバー> 電気設備学会

以上

(注1) ここでは安全衛生管理体制の整備の基本形を図示したが、演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など実演芸術の分野、大劇場から小劇場といった施設の規模、公演制作の方法によって様々なバリエーションが存在する。安全衛生管理の体制を構築するための各部門の分担を明示するものであり、事故が起きた場合の補償責任体系を示したものであるのではない。